⑷　工事内容　本工事は、滝里ダム管理用発電設備の分解点検及び監視制御設備、高圧受変電設備、水力発電設備遠隔操作システムの更新を行う工事である。

水車設備「横軸単輪単流渦巻フランシス水車　分解点検Ｎ＝１基」

発電機設備「横軸回転界磁三相同期発電機分解点検Ｎ＝１基」、「水車・発電機機側盤更新Ｎ＝１式」

監視制御設備「発電所内　監視制御設備更新Ｎ＝１式」

水力発電設備遠隔操作システム「管理用水力発電設備遠隔操作システム　更新Ｎ＝１式」

高圧受変電設備「発電所内　高圧受変電設備　更新Ｎ＝１式」、「発電所内　直流電源装置　更新Ｎ＝１式」、「屋外　高圧受変電設備　更新Ｎ＝１式」

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和11年11月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材

１）水車・発電機機側盤　Ｎ＝１式

２）直流電源装置　Ｎ＝１式

３）管理用水力発電設備遠隔操作システム　Ｎ＝１式

４）屋外高圧受変電設備　Ｎ＝１式

⑺　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑾　総価契約単価合意方式の適用

ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ　本方式の実施方式としては、

㋐　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㋑において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

㋑　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。

ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑿　本工事は、申請書及び資料の提出時に積算に必要な見積書の提出を求め、予定価格に反映させる工事である。

⒀　本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

⒁　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⒂　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

⒃　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行の内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

⒄　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して完全週休２日（土日）の取り組みについて協議する工事である。なお、完全週休２日（土日）が未達成の場合または完全週休２日（土日）の取り組みを希望しない場合においても、月単位の週休２日による施工を行わなければならない。

⒅　本工事は、賃上げを実施する企業に対して、総合評価における加点を行う工事である。

⒆　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「電気」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。

⑶　北海道開発局における工事区分「電気」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,000点以上であること（上記⑵の再決定を受けた者にあっては当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,000点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　次に掲げる施工実績を有すること。

平成22年４月１日から公告開始日までに完成・引渡しが完了した、次の①又は②の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成22年４月１日から公告開始日までに完成・引渡しが完了した、次の①又は②の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　ダム式又はダム水路式における水力発電設備工事

②　国が実施する高圧受変電設備工事（施工実績が確認できる資料を添付すること。）

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の同種工事の実績として評価対象とする。また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績以外の国外での施工実績により参加する場合、札幌開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。